

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年九月十六日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十三号

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一職の欄中

都市計画審議会の委員

を

都市計画審議会の
飛鳥宮跡活用検討

委員

委員会の委員

に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年十月一日から施行する。